

EU連合の福島放射能の分布調査報告

2014年3月阿修羅掲示板より

<http://www.asyura2.com/14/genpatu36/msg/607.html>

このEUの報告書を作成するに際して、チーム内で議論されたことを記した討議論文があります。(下)

<http://www.atmos-chem-phys-discuss.net/12/24531/2012/acpd-12-24531-2012.pdf>

ここには、政府による公式推定値の算出にかかわった日本原子力研究開発機構(茨城県東海村)の茅野政道(ちのまさみち)の主張に対して、このように書かれてあります。

われわれの研究チームは、ヨウ素131が150ペタベクレル(=15万テラベクレル)以上、放出された可能性についてテストを行うため、茅野政道他によって出された放出算定の不確実性に基づいて、その5倍以上高い放出を適用して感受性テストを行った。

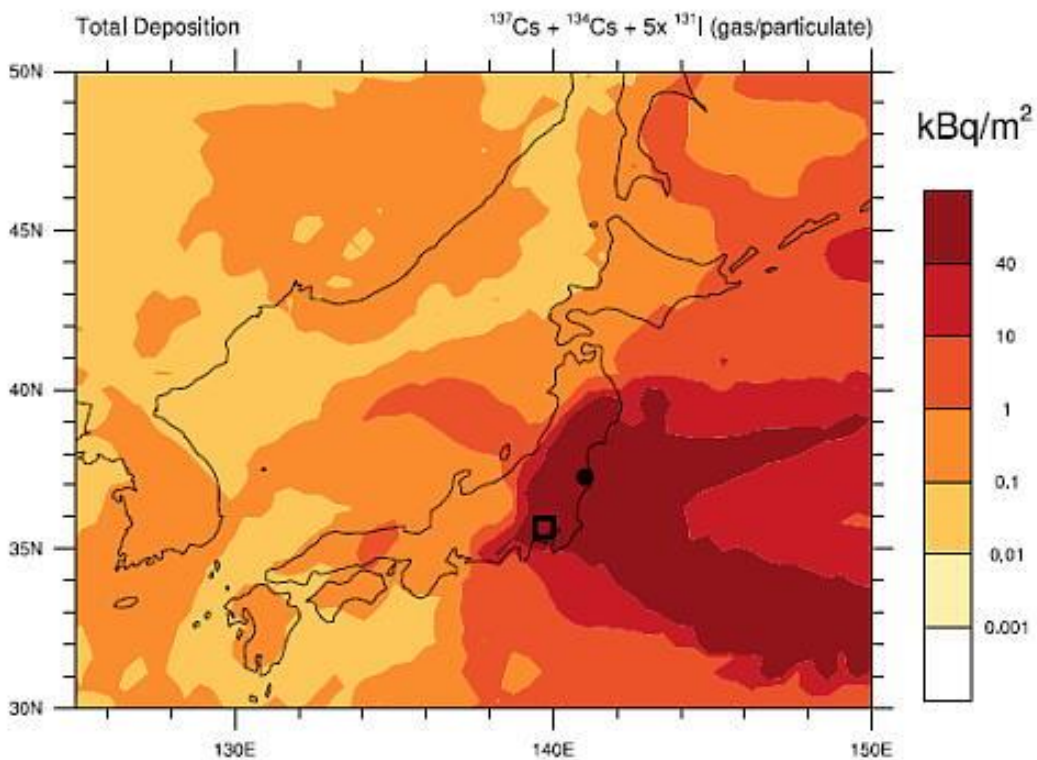
東京の大都市圏を含む4300万人が住んでいる56000キロ平方メートルの地域は、1平方メートル当たり4キロベクレル以上、汚染されているだろう。

このヨウ素131の大放出があったというのは推論的ではあるが、(茅野らの出した)150ペタベクレル(=15万テラベクレル)という過小評価よりは、もっと現実的だろう。

EUの研究チームの内輪の議論では、「56000キロ平方メートルの地域が、1平方メートル当たり4キロベクレル以上汚染されている」と言っていたわけです。

しかし、EUの研究チームは、内輪でもっとも低い評価の「約34,000キロ平方メートル以上の地域が1平方メートル当たり4キロベクレル汚染されている」という表現に後退させて論文を作成し、査読に回したのです。

それをビジュアル化したものが下の図です。



これはチェルノブイリ事故のときの避難基準です。
このときは、主にセシウム137だけを重要視して、以下のように設定されました。

	土壌汚染 セシウム 137 (kBq/m ²)	被ばく量
特別規制ゾーン	1480以上	
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

出典: Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997): Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ/グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成

このEUの報告書の元になったレポートは、これです。
<http://www.atmos-chem-phys.net/13/1425/2013/acp-13-1425-2013.pdf>

これについて、Natureの2011年10月25日付けの記事が載っています。

<http://www.nature.com/news/2011/111025/full/478435a.html>

この記事の日本語訳が以下です。ここから重要部分を抜粋します。

<http://www.natureasia.com/ja-jp/nature/specials/contents/earthquake/id/nature-news-102711>